

社会福祉法人千鳥福祉会
役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

第1条 (目的及び意義)

この規程は、社会福祉法人千鳥福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、当法人の役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義等)

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者で理事会参加以外に法人業務に携わるものをいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条及び第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 (報酬等の支給)

当法人は、評議員、評議員選任解任委員、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 役員等のうち、職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

第4条 (報酬等の総額の決定)

- 2 全理事の報酬総額は、年間800万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

第5条 (評議員、非常勤理事、監事、評議員選任解任委員の報酬額)

当法人の評議員、非常勤理事、監事、評議員選任解任委員役員の報酬額は別表第1に定めるとおりとする。

第6条 (常勤理事の報酬等の支給額)

本規程第2条(5)に定義する報酬等の支給額は、在職年数、役職、当法人の財務状況等を鑑みて理事会に於いて適切に設定し、評議員会の承認を得て支給するものとする。

- 2 第3条の2に適用しない常勤理事の報酬月額は、別表第2「常勤理事俸給表」を参照に設定するものとする。

第7条 (報酬等の支給日)

常勤役員の報酬等(旅費は除く)は、毎月25日に支払うものとする。尚、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員等の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

第8条 (報酬等の支給方法)

報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

第9条 (費用)

役員等の費用は、別表第3に定めるとおりとする。但し、役員で職員としての立場を有する者に対しては、当法人の旅費規程に基づき旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 3 非常勤役員及び評議員等には、別表第4に基づき交通費を支給することができる。

第10条 (公表)

当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第11条 (改廃)

この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なうものとする。

第12条 (補則)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年6月27日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. この規程は平成30年6月20日から改正施行する。
3. この規程は令和1年6月20日から改正施行する。
4. この規程は令和2年6月30日から改正施行する。
5. この規程は令和3年6月10日から改正施行する。

別表第1 評議員及び役員等の報酬の額

役 職 名	報 酬 の 額		
評 議 員	会議への出席の都度	1人一律	30,000円
	法人・施設業務のための出勤	日額	10,000円
非常勤理事	会議への出席の都度	1人一律	30,000円
	法人・施設業務のための出勤	日額	10,000円
監 事	理事会、評議員会、監事監査会（一事業年度）への出席の都度	1人一律	30,000円
	監査の出席の都度	1人一律	15,000円
	法人・施設業務のための出勤	日額	10,000円
評議員選任解任委員会委員	会議への出席の都度	1人一律	30,000円

別表第2 第6条2項に係る常勤理事俸給表

号 俸	月 額	要 件
1	150,000円	常勤として、理事会等の会議開催以外の必要な業務を行うが、週当たりの出勤日数、一日当たりの勤務時間の制約を設けない。
2	200,000円	週40時間を基本とする勤務により、法人事務局としての諸業務を行い、組織経営が速やかに進捗するよう努める。
3	250,000円	
4	300,000円	
5	350,000円	法人内にこだわらず、報酬にふさわしい組織の人材を常勤理事として迎える場合に必要な報酬を支給する必要がある場合。
6	400,000円	
7	450,000円	

別表第3 費 用

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席	自宅から会議開催場所までの距離により別表第4を適用
上記の他、職務執行に必要な経費	職務執行に必要な額

別表第4 非常勤役員等交通費費用弁償表

距離	日額
5キロ未満	500円
5キロ以上10キロ未満	1,000円
10キロ以上15キロ未満	1,500円
15キロ以上20キロ未満	2,000円
20キロ以上30キロ未満	2,500円
30キロ以上40キロ未満	3,000円
40キロ以上	3,500円

飛行機、JR、旅客船、タクシーを使用する場合は実費支給